

独立行政法人国立文化財機構有期雇用職員の給与に関する細則

平成19年4月1日
国立文化財機構細則第13号

この細則は、独立行政法人国立文化財機構有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）第40条の規定による基本給の額、第46条及び附則4の2の規定に基づく、有期雇用職員の給与における基本給、手当の額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(基本給)

1. 第40条関係

名 称	本部(文化財防災センター除く)	東 京 国立博物館	京 都 国立博物館	奈 良 国立博物館	九 州 国立博物館	東 京 文化財研究所	奈良文化財研究所・本部文化財防災センター	アジア太平洋 無形文化遺産 研究センター
事務補佐員	1,160	1,160	1,060	1,060	1,020	1,160	1,060	1,060
技術補佐員								
技能補佐員	1,160	1,160～ 1,360	1,060～ 1,250	840～ 1,250	1,200	1,160	/	/
労務補佐員								
研究補佐員 (研究支援者を含む)	1,310	1,310	1,200	1,200	1,160	1,310	1,200	1,200

第40条の規定による時間給額は下表に定める額とする。

(宿・日直手当)

2. 第46条(第45条)関係

第45条の規定による宿・日直手当の額は、宿・日直勤務1回につき、下表に定める額とする。

手当額
5,500円

(住居手当)

3. 附則4関係

- 1 住居手当は、下表の対象有期雇用職員欄に掲げる有期雇用職員に支給する。
- 2 住居手当の月額額は、下表に掲げる対象有期雇用職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。
- 3 住居手当は、第48条に定める給与の支払方法に準じて支給する。

対象有期雇用職員	手 当 額	
自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている有期雇用職員	イ 月額 23,000円以下の家賃を支払っている有期雇用職員	家賃の月額から12,000円を控除した額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
	ロ 月額 23,000円を超える家賃を支払っている有期雇用職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(期末手当及び勤勉手当)

4. 附則4関係

- 1 期末手当及び勤勉手当は、下表の対象有期雇用職員欄に掲げる有期雇用職員に支給する。
- 2 期末手当及び勤勉手当の支給日は、その都度定める。

対象有期雇用職員	期末手当及び勤勉手当の種類	手 当 額
5月2日から6月1日に在職する有期雇用職員	夏季期末手当及び夏季勤勉手当	職員に準じて支給する。
11月2日から12月1日に在職する有期雇用職員	冬季期末手当及び冬季勤勉手当	

附 則

この細則は、平成19年12月25日に改正し、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成20年3月14日に改正し、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成21年12月1日に改正し、同日より施行する。

(給与及び平成21年12月に支給する期末手当)

- 2 有期雇用職員就業規則附則（平成19年4月1日施行）第2項に定める有期雇用職員に支給する給与及び平成21年12月の期末手当の額は職員に準じて計算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年12月24日に改正し、同日より施行し、平成22年12月1日より適用する。

(給与及び平成22年12月に支給する期末手当)

- 2 有期雇用職員就業規則附則（平成19年4月1日施行）第2項に定める有期雇用職員に支給する給与及び平成22年12月の期末手当の額は職員に準じて計算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成23年3月4日に改正し、平成23年4月1日より適用する。

(アジア太平洋無形文化遺産研究センター設置準備室に関する読み替え)

- 2 第1項の表に規定する「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」は、平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間、「アジア太平洋無形文化遺産研究センター設置準備室」と読替えるものとする。

附 則

この細則は、平成30年3月23日に改正し、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成30年6月13日に改正し、平成30年7月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和2年9月30日に改正し、令和2年10月1日より施行する。

(文化財防災センター東京分室に勤務する職員)

- 2 令和3年3月31日までの間、文化財防災センター東京分室に勤務する職員の基本給は、第1項の表に規定する「本部（文化財防災センター除く）」の額を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月22日に改正、同日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 有期雇用職員就業規則附則（平成19年4月1日施行）第2項に定める有期雇用職員に支給する給与及び令和4年6月の期末手当の額は職員に準じて計算した額とする。